

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律
第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令（案）に対する意見公募の結果

令和 3 年 1 月
経 済 産 業 省

令和 2 年 12 月 22 日から令和 3 年 1 月 20 日まで、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令（案）に対する意見募集を行った結果、11 件の御意見をいただきました。

本件に関してお寄せいただいた御意見及び御意見に対する考え方を別紙のとおりまとめましたので、公表いたします。

なお、本意見公募とは直接関係のない御意見につきましては、御意見に対する考え方をお示ししておりませんが、承っております。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 意見公募の実施方法

(1) 意見公募期間

令和 2 年 12 月 22 日（火）～令和 3 年 1 月 20 日（水）

(2) 資料入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載、窓口での配布

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、郵送、F A X、電子メール

2. 意見公募の結果

意見提出数 11 件

3. お寄せいただいた御意見及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

以上

	お寄せいただいた御意見の内容	御意見に対する考え方
1	<p>・全般に関する意見</p> <p>特定デジタルプラットフォームに関する透明性及び公正性を担保するための法律が成立して、法を施行するための政令等が示されたことについて、経産省をはじめ関係各位の多大なるご尽力に感謝申し上げますとともに、法の運用にあたっては法の主旨に則った適正で迅速な対応が促進されることを期待する。</p>	御意見を踏まえて対応してまいります。
2	<p>・全般に関する意見</p> <p>特定デジタルプラットフォーム提供者の指定に関する事業区分と規模については、基本的に賛同する。一方で、デジタルプラットフォームが提供する IT 業界は変化の激しい世界であること、今後 IT 業界に限らずデジタルプラットフォームが介在する領域が拡大することが想定されることから、法の運用にあたっては、そのような変化に迅速に対応するために、適時適切な見直しを図ることを求める。見直しにあたっては、法の主旨である過度な規制とならないように必要最小限度の範囲であることも考慮すべきである。</p>	御意見を踏まえて対応してまいります。
3	<p>・該当箇所</p> <p>令第 1 項の表の第一号及び第二号の下欄ロ</p> <p>・意見内容</p> <p>デジタルプラットフォーム提供者自身による商品・ソフトウェア提供や権利販売に係る国内売上額も加算すべき旨が規定されておりますが、法第 2 条に規定する「デジタルプラットフォーム」には、デジタルプラットフォーム自身が商品等を提供・販売する行為は含まれない旨明確にさせていただきたく存じます。</p> <p>・理由</p> <p>本法の規制対象を明確化するため。</p>	<p>「デジタルプラットフォーム」（特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和 2 年法律第 38 号。以下「法」といいます。）第 2 条第 1 項柱書）は、「多数の者が利用することを予定して…構築した場であって、…商品等に係る情報を表示することを常態とするもの…を…提供する役務」と定義されているため、デジタルプラットフォーム提供者自身が商品等を提供する行為（場を提供する行為を除く。）は、この定義に該当しないと考えております。</p>
4	<p>ウーバーイーツ等の労務提供型プラットフォームが除外されていますが、反対します。</p> <p>これらについても同法の対象とし、適切な規制を行うべきです。</p>	<p>本政令案は、これまでのデジタル市場競争会議における議論や国会での審議等を踏まえ、公正取引委員会による実態調査等で取引実態上の課題が明らかとなっている大規模な物販総合オンラインモール及びアプリストアを事業の区分として定めたものです。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。</p>
5	<p>1 該当箇所</p> <p>上欄「一」の中欄「イ、ロ、ハ」</p> <p>2 意見内容</p> <p>4 条 1 項の政令で定める事業の区分として、上欄「一」の定める中欄「事業の区分」において、役務提供型のデジタルプラットフォームが除外される定め方となっているが、これを改めるべきである。</p> <p>中欄「事業の区分」の「イ、ロ、ハ」について</p> <p>まず、「イ」の「商品等提供利用者が主として事業者であり、かつ、一般利用者が主として事業者以外の者であること」について削除すべきである。</p> <p>次に、「ロ」の「当該商品等に食料品、飲料及び日用品が含まれていること」について、「当該商品等に食料品、飲料、日用品及び役務が含まれていること」とすべきである。</p> <p>最後に、「ハ」についても削除すべきである。</p> <p>3 理由</p>	<p>第 1 項の表第 1 号は、これまでのデジタル市場競争会議における議論や国会での審議等を踏まえ、公正取引委員会による実態調査等で取引実態上の課題が明らかとなっている大規模な物販総合オンラインモールを規定したものです。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。</p>

	お寄せいただいた御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>本法律は、「商品等提供利用者等の利益の保護を図ることが課題となっている状況に鑑み、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定、特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等の開示、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価その他の措置を講ずることにより、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上を図り、もって特定デジタルプラットフォームに関する公正かつ自由な競争の促進を通じて、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的とするものである。</p> <p>そして、本法律は、「商品等提供利用者等」には、役務提供者が含まれるとしている（2条1項）。</p> <p>それにもかかわらず、本政令案では、役務提供型デジタルプラットフォームが除外される定めとなっている。</p> <p>現在、「Uberイーツ」や「くらしのマーケット」等、役務の取引を目的とするデジタルプラットフォームで役務を提供する「商品等提供利用者等」が大幅に増加しており、これらの「商品等提供利用者等の利益の保護を図ること」が喫緊の課題である。</p> <p>これらの役務提供型プラットフォームにおいても、商品等提供利用者が、デジタルプラットフォーム提供者から、一方的にその提供を拒絶される事案が多数発生している（5条2項1号イ、5条3項2号、5条4項2号関係）。</p> <p>また、商品等提供利用者のデジタルプラットフォーム利用条件が、デジタルプラットフォーム提供者から一方的に変更される事案も多数発生している（5条4項1号関係）。</p> <p>そして、デジタルプラットフォーム提供者から一方的にその利用を拒絶された商品等提供利用者等が、当該デジタルプラットフォーム提供者に対して苦情の申出又は協議の申入れを試みても、そのような方途が一切設けられていないために苦情の申出等ができない状態に置かれている（5条2項1号へ関係）。</p> <p>役務提供型デジタルプラットフォームにおいても以上のような事案が多数発生しており、プラットフォームの提供拒絶、提供条件の変更等について一定のルールを定める本法律の必要性について、役務提供型デジタルプラットフォームについてのみ別異に解し、これを適用除外とする合理的理由は認められない。</p> <p>よって、本法律第4条第1項の事業の区分及び規模を定める政令において、役務提供を行う商品等提供利用者が利用する、Uberイーツ、くらしのマーケット等の役務提供型デジタルプラットフォームも対象となるように本政令案を上記2「意見内容」のとおり修正すべきである。</p>	
6	<p>該当箇所 第1項第1号上欄 商品等提供利用者が一般利用者に対して商品等（法第二条第一項に規定する商品等をいう。以下同じ。）を提供する事業であって、次のいずれにも該当するもの 第1項第2号上欄 商品等提供利用者が一般利用者に対してソフトウェア（携帯電話端末又はこれに類する端末において動作するものをいう。以下同じ。）を提供する事業及び当該ソフトウェアにおける権利を販売する事業であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>意見内容 第1項第1号と第2号に定める事業の区分が不明瞭であるため、明確にして頂きたい。</p> <p>理由 第1項第1号上欄で「商品等」と定められており、「法第二条第一項に規定する商品等をいう」とされていることから、同項第2号上欄の「ソフトウェア」も第1号の「商品等」に含まれる場合も想定されるが、その場合に事業の区分をどのように考えるべきか、明確にして頂きたい。</p>	<p>第1項第1号の中欄は物販総合オンラインモールを、同項第2号の中欄はアプリストアを、それぞれ事業の区分として規定したものです。</p>
7	<p>該当箇所 第1項第1号上欄</p>	<p>デジタルプラットフォームの提供方法や形態はサービスによって様々であるため、一律に判断基準をお示しすることは困難ですが、一般に、異なるブランド名を用いてサービスが提供されている場合であっても、「場」（法第2条第1項）</p>

	御意見に対する考え方
<p style="text-align: center;">お寄せいただいた御意見の内容</p> <p>商品等提供利用者が一般利用者に対して商品等（法第二条第一項に規定する商品等をいう。以下同じ。）を提供する事業であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>第1項第2号上欄 商品等提供利用者が一般利用者に対してソフトウェア（携帯電話端末又はこれに類する端末において動作するものをいう。以下同じ。）を提供する事業及び当該ソフトウェアにおける権利を販売する事業であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>意見内容 法第4条第1項の政令で定める事業の区分は、利用者（商品等提供利用者又は一般利用者のいずれか）に対して提供されるサービス単位で判断することにより、どの範囲を「デジタルプラットフォーム」1単位とすべきか明確にしたい。</p> <p>理由 「デジタルプラットフォーム」の提供方法や形態は様々であり、事業者によっては、一般利用者（消費者）への利便性も考慮して、1つのサイト上で様々なサービス（デジタルプラットフォーム）へリンクさせ、リンク先で契約・購入等の取引行為をさせるようなケースもあると思われる。「デジタルプラットフォーム」1単位の判断基準が不明瞭な場合、事業者によって判断が分かれることが懸念されるため、判断基準を明確にしたい。</p>	<p>の同一性が認められる場合には、同一の「デジタルプラットフォーム」として事業の区分への該当性が判断されることとなると考えられます。したがって、必ずしも利用者に対して提供されるサービスの単位によって本政令案で定める「事業の区分」への該当性が判断される訳ではないと考えております。</p>
<p>8</p> <p>○本則政令第1条1項1号上欄、下欄イ・ロ（事業の区分）</p> <p>✓ DPF 提供者自身が一般利用者に商品等を提供する場合、当該 DPF とは異なるブランド名を使ってサービスが提供されており、一般に当該 DPF とは区別して認識されているサービスであっても、当該 DPF における商品等の検索範囲に含まれているなど、サービスの一体性・相互運用性が認められる場合に限り、同一の「事業の区分」に含まれるという理解でよい。</p> <p>✓ 上記に関連して、事業規模について、下欄イに「当該事業に係る場におけるものに限る」とあるが、「当該事業に係る場におけるもの」か否かの判断基準・判断要素についても明示してほしい。</p>	<p>✓ 「同一の『事業の区分』に含まれるという理解でよい」という御質問の御趣旨が分かりかねますが、一般に、異なるブランド名を用いてサービスが提供されている場合であっても、「場」（法第2条第1項）の同一性が認められる場合には、同一の「デジタルプラットフォーム」として事業の区分の該当性が判断されることとなるものと考えられます。</p> <p>✓ 「当該事業に係る場におけるもの」（第1項第1号の下欄イ）に該当するか否かについては、デジタルプラットフォームの提供方法や形態がサービスによって様々であるため、一律に判断基準をお示しすることは困難ですが、例えば、物販総合オンラインモールに商品等を提供している商品等提供利用者が、現実の店舗で当該商品等を一般利用者に提供したとしても、その商品等の提供は「当該事業に係る場におけるもの」には該当しないと考えられます。</p>
<p>9</p> <p>○本則政令第1条1項1号上欄イ（事業の区分）</p> <p>「商品等提供利用者が主として事業者であり、かつ、一般利用者が主として事業者以外の者」とあるが、ここで言う「主として」の具体的な判断基準・判断要素について明確化頂きたい。</p>	<p>「主として」（第1項第1号の中欄イ）を判断するにあたっては、デジタルプラットフォーム提供者による広告や規約における文言、実際に利用している商品等提供利用者や一般利用者の実態等を総合的に勘案して判断することになると考えております。</p>
<p>10</p> <p>・該当箇所 令第1項の表の第一号の中欄ロ 広く消費者の需要に応じた商品等を提供するものであって、当該商品等に食料品、飲料及び日用品が含まれていること。</p> <p>・意見内容 食料品、飲料及び日用品を含むことを条件としている理由、またいわゆる広く商品等を提供するものに限定し、その他の商品を提供するモールは対象としない理由をご教示頂きたく存じます。 「食料品、飲料及び日用品」と他の商品とを区別する合理的な理由が無いのであれば、それらの商品を提供するモールも含めるべきと考えます。 また、「広く消費者の需要に応じた商品等を提供するもの」については、これによってどのような限定がされるのか明確にさせていただきたく存じます（消費者の需要に応じない商品等というものは想定しづらいと考えます）。</p>	<p>第1項の表第1号の中欄は、消費者の需要に応じて多様な商品等を提供する物販総合オンラインモールを事業の区分として規定したものです。食料品、飲料及び日用品は、広く消費者の需要に応じて多様な商品等を提供する物販総合オンラインモールに共通して取り扱われている商材であるため、当該事業の区分に該当するための要件の一つとして規定しております。</p>

	お寄せいただいた御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>・理由</p> <p>本法の規律対象を決める根拠を明確化するため。</p> <p>また、「食料品、飲料及び日用品」と他の商品とを区別する合理的な理由は必ずしも存在しないと思われ、それが正しい場合、かかる規定は差別的な政策であると考えられるため。</p>	
11	<p>該当箇所：</p> <p>表上段二</p> <p>意見：</p> <p>ソフトウェアの定義中、「携帯電話端末・・・に類する端末」とは何か、その範囲を明確にしていきたい。</p>	<p>携帯電話端末又はこれに類する端末には様々な製品があり、また、今後も様々な製品が販売されることが想定されるため、一概に該当する範囲をお示しすることは困難ですが、一般的な携帯電話端末、スマートフォン端末、タブレット端末等が、これに該当すると考えております。</p>
12	<p>○本則政令第1項の表第2号中欄ロ</p> <p>✓ 「当該ソフトウェアに電子メールの送受信及びインターネットを利用した情報の閲覧のための機能を有するものが含まれていること」とあるが、いわゆるアプリストアのアプリケーションに「電子メールの送受信」の機能が搭載されているとは限らず、「及び」ではなく「又は」とすべきではないか。</p>	<p>第1項の表第2号の中欄ロは、様々なジャンルのアプリケーションを取り扱うアプリストアに共通して取扱いのあるアプリケーションである「電子メールの送受信のための機能を有するソフトウェア」と「インターネットを利用した情報の閲覧のための機能を有するソフトウェア」を提供等する事業であることを、当該事業の区分に該当するための要件の一つとして規定したものです。</p> <p>なお、本規定については、「電子メールの送受信のための機能を有するソフトウェア」と「インターネットを利用した情報の閲覧のための機能を有するソフトウェア」がそれぞれ別個のソフトウェアであることを明確にするため、「電子メールの送受信のための機能を有するもの及びインターネットを利用した情報の閲覧のための機能を有するもの」と修正することといたします。</p>
13	<p>・「当該ソフトウェアに電子メールの送受信及びインターネットを利用した情報の閲覧のための機能を有するものが含まれていること。」の要件について</p> <p>↳「電子メールの送受信」について。</p> <p>技術的な仕様（例：SMTP）などを明記して定義を明確化したほうがよいのでは（例：特定電子メール法、特商法）。</p> <p>携帯アプリの多くには、ユーザ間のチャット機能・メッセージ送受信機能や、アプリ提供者への情報伝達のための入力フォームも存在するが、そういったものが「電子メール」に該当するのかを明確化していきたい。</p> <p>ただし、SMTP等に限定するとアップル・グーグルが、メールアプリの提供をやめることにより規制対象に入ることが回避する等、規制対象となるべき事業者による潜脱が行われる恐れがある、ということであれば限定を求めるものではありません。</p>	<p>御意見のとおり、定義を必要以上に明確化・限定することにより規制の潜脱を誘発することは法の趣旨に照らしても適当ではないと考えられるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
14	<p>・「当該ソフトウェアに電子メールの送受信及びインターネットを利用した情報の閲覧のための機能を有するものが含まれていること。」の要件について</p> <p>↳「インターネットを利用した情報の閲覧のための機能」について。</p> <p>スマホアプリには、頻りにインターネット経由でアップデートを行うものが多く、また、その他インターネットによる情報の送受信を伴うもの（アプリ提供者のサーバからの画像のダウンロード、ストリーミングなど含む）が数多く存在するが、通常のウェブブラウザ機能を指すのであれば、文言を修正したほうがよいのでは。</p> <p>ただし、こちらも、アップル・グーグルが、ブラウザの提供をやめることにより規制対象に入ることが回避する等、規制対象となるべき事業者による潜脱が行われる恐れがある、ということであれば限定を求めるものではありません。</p>	<p>御意見のとおり、定義を必要以上に明確化・限定することにより規制の潜脱を誘発することは法の趣旨に照らしても適当ではないと考えられるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>

	お寄せいただいた御意見の内容	御意見に対する考え方
<p>15</p> <p>・該当箇所 令第1項の表の第一号下欄口：合計額が3千億円 第二号下欄口：合計額が2千億円</p> <p>・意見内容 それぞれ、3千億円、2千億円に設定した根拠をご教示ください。</p> <p>・理由 本法の規律対象を確定する根拠を明確化するため。</p>	<p>法による規律の対象となる「特定デジタルプラットフォーム」の事業の規模については、法第4条第3項の規定により、①当該分野が国民生活において広く利用されている状況、②当該分野の一部のデジタルプラットフォームへの利用の集中の度合い、③取引の実情及び動向を踏まえた取引先事業者の保護の必要性、④他の規制や施策での対応の状況の4つのメルクマールに基づき、規律の対象となる事業者が必要最小限度の範囲に限られるよう定めることとされています。これらのメルクマールに加え、デジタル市場競争会議ワーキング・グループにおける議論を踏まえ、事業の規模を定めたものです。</p>	
<p>16</p> <p>対象企業の売上額基準を、3,000億円、2,000億円に設定した根拠をお示しください。また、この基準でカバーされると見込まれる企業名を例示をお願いします。</p>	<p>法による規律の対象となる「特定デジタルプラットフォーム」の事業の規模については、法第4条第3項の規定により、①当該分野が国民生活において広く利用されている状況、②当該分野の一部のデジタルプラットフォームへの利用の集中の度合い、③取引の実情及び動向を踏まえた取引先事業者の保護の必要性、④他の規制や施策での対応の状況の4つのメルクマールに基づき、規律の対象となる事業者が必要最小限度の範囲に限られるよう定めることとされています。これらのメルクマールに加え、デジタル市場競争会議ワーキング・グループにおける議論を踏まえ、事業の規模を定めたものです。</p> <p>特定デジタルプラットフォーム提供者として指定される事業者については、法の施行後、法的な手続を経て決定されるものであるため、現時点において指定されることが想定される事業者についてお答えすることは差し控えていただきます。</p>	
<p>17</p> <p>該当箇所 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令第1項第1号</p> <p>意見内容 本法第3条の基本理念に基づき、特定デジタルプラットフォームの指定は必要な最小限度の範囲に限定させることが必要と考えます。 特定デジタルプラットフォームの事業の区分及び規模は、そのためのメルクマールであるデジタルプラットフォームが国民生活において広く利用されている状況及び一部のデジタルプラットフォームに対する利用が集中している状況等を踏まえることが前提であると理解しております。 仮に市場規模が急速に拡大した場合、規律対象となる事業者が広範囲に及ぶ可能性があることから、売上額の閾値については、3年後の見直しを待つことなく、市場の成長に合わせて、適時適切に見直すことが必要と考えております。</p> <p>理由 経済産業省の「電子商取引に関する市場調査」（令和2年7月）によれば、BtoC-ECの市場規模および物販系EC化率は、2010年の77,880億円（2.84%）から2019年の193,609億円（6.76%）へと上昇していること、特に、物販系分野での伸びが拡大していること、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインモール分野においては、今後市場全体が急速に拡大する等の状況にあります。 急速なオンラインモール分野の成長が見込まれる中、利用が集中していないデジタルプラットフォーム事業者にも広く適用される懸念があることから、速やかに閾値を見直すことが必要と考えます。</p>	<p>御意見を踏まえて対応してまいります。</p>	

	お寄せいただいた御意見の内容	御意見に対する考え方
18	<p>該当箇所： 政令第一項の表第二号 施行規則第二条第二項</p> <p>意見： 政令第一項の表第二号の下欄口において、デジタルプラットフォーム提供事業者による権利の販売事業に係る国内売上高が算入すべき額と定められているが、かかる権利の販売事業とはどのような権利の販売事業を念頭においているか。また、施行規則第二条第二項において、デジタルプラットフォームの場に係るソフトウェアにおいて権利を販売する事業が政令の上記口に係る事業から除外されていることから、結論としては、上記口における上記記載にかかわらず、上記口において権利の販売事業に係る売上高の算入は要さない（すなわち、アプリの販売事業に係る売上高のみ算入する）という理解でよいか。</p>	<p>第1項の表第2号の下欄口における「デジタルプラットフォーム提供者による一般利用者に対するソフトウェアの提供及び権利の販売の事業」とは、デジタルプラットフォーム提供者自身が一般利用者に対してアプリケーションを提供する事業及び当該アプリケーション内において仮想的な物品・役務等を販売等する事業を規定したものです。本規定は、デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者と同じ立場で行う直接販売における国内売上額が事業の規模の算定に含まれることを意図したものです。</p> <p>このため、「デジタルプラットフォーム提供者による一般利用者に対するソフトウェアの提供及び権利の販売の事業」のうち、例えば、アプリストア自体（「当該場」）を提供するアプリケーションの提供のように、商品等提供利用者と同じ立場で行うデジタルプラットフォーム提供者による直接販売と性質を異にし、商品等提供利用者によるソフトウェアの提供等と同一視できないものについては、「デジタルプラットフォーム提供者による一般利用者に対するソフトウェアの提供及び権利の販売の事業」から「当該場を提供するソフトウェアを提供する事業その他のデジタルプラットフォームの提供と一体として行う事業として経済産業省令で定める事業」として除いたものです。</p>
19	<p>1 該当箇所 上欄「一」の下欄の国内売上の合計額三千億円</p> <p>2 意見内容 4条1項の政令で定める事業の区分として、上欄「一」の定める下欄「規模」において、役務提供型のデジタルプラットフォームが除外される定め方となっているが、これを改めるべきである。</p> <p>下欄「規模」の国内売上の合計額三千億円について 国内売上合計額三千億円を50億円程度に引き下げるべきである。</p> <p>3 理由 本法律は、「商品等提供利用者等の利益の保護を図ることが課題となっている状況に鑑み、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定、特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等の開示、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価その他の措置を講ずることにより、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上を図り、もって特定デジタルプラットフォームに関する公正かつ自由な競争の促進を通じて、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的とするものである。</p> <p>そして、本法律は、「商品等提供利用者等」には、役務提供者が含まれるとしている（2条1項）。それにもかかわらず、本政令案では、役務提供型デジタルプラットフォームが除外される定めとなっている。</p> <p>現在、「ウーバーイーツ」や「くらしのマーケット」等、役務の取引を目的とするデジタルプラットフォームで役務を提供する「商品等提供利用者等」が大幅に増加しており、これらの「商品等提供利用者等の利益の保護を図ること」が喫緊の課題である。</p> <p>これらの役務提供型プラットフォームにおいても、商品等提供利用者が、デジタルプラットフォーム提供者から、一方的にその提供を拒絶される事案が多数発生している（5条2項1号イ、5条3項2号、5条4項2号関係）。</p> <p>また、商品等提供利用者のデジタルプラットフォーム利用条件が、デジタルプラットフォーム提供者から一方的に変更される事案も多数発生している（5条4項1号関係）。</p> <p>そして、デジタルプラットフォーム提供者から一方的にその利用を拒絶された商品等提供利用者等が、当該デジタルプラットフォーム提供者に対して苦情の申出又は協議の申入れを試みても、そのような方途が一切設けられていないために苦情の申出等ができない状態に置かれている（5条2項1号へ関係）。</p>	<p>第1項の表第1号は、これまでのデジタル市場競争会議における議論等を踏まえ、公正取引委員会による実態調査等で取引実態上の課題が明らかとなっている大規模な物販総合オンラインモールを規定したものです。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。</p>

お寄せいただいた御意見の内容	御意見に対する考え方
<p>役務提供型デジタルプラットフォームにおいても以上のような事案が多数発生しており、プラットフォームの提供拒絶、提供条件の変更等について一定のルールを定める本法律の必要性について、役務提供型デジタルプラットフォームについてのみ別異に解し、これを適用除外とする合理的理由は認められない。</p> <p>よって、本法律第4条第1項の事業の区分及び規模を定める政令において、役務提供を行う商品等提供利用者が利用する、ウーバーイーツ、くらしのマーケット等の役務提供型デジタルプラットフォームも対象となるように本政令案を上記2「意見内容」のとおり修正すべきである。</p>	